

○石川工業高等専門学校学則

昭和40年4月1日	規則第1号
昭和41年4月1日	一部改正
昭和43年4月1日	一部改正
昭和45年4月1日	一部改正
昭和47年4月1日	一部改正
昭和49年5月13日	一部改正
昭和50年4月1日	一部改正
昭和52年4月1日	一部改正
昭和54年12月28日	一部改正
昭和55年1月28日	一部改正
昭和56年4月1日	一部改正
昭和58年4月1日	一部改正
昭和58年7月18日	一部改正
昭和59年4月1日	一部改正
昭和61年4月1日	一部改正
昭和62年2月2日	一部改正
昭和62年4月6日	一部改正
昭和63年4月1日	一部改正
昭和63年4月1日	一部改正
平成元年10月2日	一部改正
平成2年3月1日	一部改正
平成4年4月1日	一部改正
平成5年4月1日	一部改正
平成6年5月9日	一部改正
平成12年4月1日	一部改正
平成13年4月1日	一部改正
平成15年2月12日	一部改正
平成16年4月1日	一部改正
平成17年4月1日	一部改正
平成18年4月1日	一部改正
平成19年4月1日	一部改正
平成19年5月16日	一部改正
平成21年4月1日	一部改正
平成21年9月16日	一部改正
平成22年4月1日	一部改正
平成23年4月1日	一部改正
平成24年4月1日	一部改正
平成26年4月1日	一部改正
平成27年4月1日	一部改正
平成28年4月1日	一部改正
平成29年1月11日	一部改正
平成30年3月7日	一部改正
令和2年5月13日	一部改正
令和3年1月6日	一部改正
令和4年7月13日	一部改正

第1章 目的

(目的)

- 第1条 石川工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な実践的かつ専門的な知識及び技術を有する創造的な人材を育成することを目的とする。
- 2 本校は、前項の目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 3 本校の基本理念、教育理念、養成すべき人材像等は、別に定める。

第2章 学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(学年)

第2条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第3条 学年を分けて、次の2学期とする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第4条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(2) 日曜日

(3) 土曜日

(4) 開校記念日 4月24日

(5) 春季休業

(6) 夏季休業

(7) 冬季休業

(8) 学年末休業

2 前項第5号から第8号までの休業日は、校長が別に定める。

3 第1項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

第5条 授業の終始の時刻は、校長が別に定める。

第3章 組織

(学科)

第6条 本校に学科を置く。

2 学科、学級数及び入学定員は、次のとおりとする。

学科	学級数	入学定員
機械工学科	1	40人
電気工学科	1	40人
電子情報工学科	1	40人
環境都市工学科	1	40人
建築学科	1	40人

3 校長は、教育上有益と認めるときは、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。
(専攻科)

第7条 本校に専攻科を置く。

2 専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

電子機械工学専攻 12人

環境建設工学専攻 8人

(附属施設)

第8条 本校に、図書館及び教育研究活動に必要な次の附属施設を置く。

(1) トライアル研究センター (地域共同テクノセンター)

(2) 情報戦略基盤センター

(3) 技術教育支援センター

(4) 学生相談室

2 前項の附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

(事務部)

第9条 本校に、事務部を置く。

2 前項の事務部に関し必要な事項は、別に定める。

(教職員)

第10条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 教職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

(副校長、主事及び専攻科長)

第11条 本校に、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事、図書情報主事及び専攻科長を置く。

(教員組織)

第12条 本校の教員組織について必要な事項は、別に定める。

(総合企画室)

第13条 管理運営を円滑に推進するため、本校に総合企画室を置く。

2 総合企画室について必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第14条 管理運営の重要事項について審議するため、本校に運営会議を置く。

2 運営会議について必要な事項は、別に定める。

(教員会議)

第15条 学校運営方針を含めた全体的な教育研究に関する校長の諮問事項について審議し、又は教務、厚生補導及びその他必要な事項について連絡調整をするため、本校に教員会議を置く。

2 教員会議は、校長、教授、准教授、講師、助教及び助手をもって構成する。

3 教員会議は、校長が主宰し、その議長となる。

(各種委員会)

第16条 運営に必要な諸問題を審議するため、本校に委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 学科の教育課程等

(修業年限)

第17条 修業年限は、5年とする。

第17条の2 第1学年に入学した学生は、10年を超えて在学することはできない。

2 第28条に規定する休学の場合を除き、同一学年に2年を超えて在学することができない。

(授業日数)

第18条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(教育課程)

第19条 学年ごとの授業科目及び単位数は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

- 2 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は、標準50分とする。第6項及び第7項において同じ。）の履修を1単位として計算するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位として単位数を計算することができる。
- 4 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。
- 5 前3項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。
- 6 第1項に規定するもののほか、特別活動は、第1学年から第3学年まで各学年30単位時間以上を履修するものとする。
- 7 1単位の授業科目を30単位時間の履修とする単位を履修単位という。
- 8 1単位の授業科目を45時間の学修とする単位を学修単位という。

（他の高等専門学校における授業科目の履修）

第19条の2 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（高等専門学校以外の教育施設における授業科目の履修）

第19条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

- 2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 第1項に関する必要な事項は、別に定める。

（メディアによる履修）

第19条の4 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

（学年の課程の修了又は卒業を認定）

第20条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、学年の平素の成績を評価して行うものとする。

（留年者の履修科目）

第21条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る全授業科目を再履修するものとする。

第5章 入学、転科、休学、退学、転学、留学、卒業及び除籍

（入学資格）

第22条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 義務教育学校を卒業した者
- (3) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (4) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した外国に在留する邦人

の子女のための在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(8) その他相当年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
(入学者の選抜及び入学許可)

第23条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として、入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項の選抜の結果に基づき、入学料を納付した者又は入学料免除若しくは入学料徴収猶予の申請書を受理された者に対して、入学を許可する。
(編入学)

第24条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる場合に限り、前条の規定に準じて、入学を許可することができる。

2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第2条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学（前項に規定する入学を除く。）を許可し並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。
(転入学)

第25条 校長は、他の高等専門学校から転入学を希望する者に関して、次の各号に該当し、教育上支障がない場合、選考の上、転入学を許可することができる。

(1) 転入学の理由が妥当であること

(2) 希望学科が希望者の在籍する学校の学科と同系統であること

(3) 教育課程に大きな差異がないこと

2 前項に定めるもののほか、転入学に関し必要な事項は、別に定める。
(入学手続)

第26条 入学を許可された者は、所定の期日までに校長が定めた書類等を提出しなければならない。

2 前項の手続きを終了しない者があるときは、校長は、その入学を取り消すことがある。
(転学科)

第27条 転学科を希望する者があるときは、校長は、選考の上第3学年までに限り、転学科を許可することができる。

2 転学科の時期は学年の始めとする。
(休学)

第28条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により3月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて休学することができる。

(休学の期間)

第29条 休学の期間は、当該学年の期間内とする。

2 特別の理由がある場合は、前項に規定する期間を含み2年を限度として、休学の期間の延長を認めることができる。

3 休学の期間は、通算5年を超えることができない。

4 休学の期間は、第17条に規定する修業年限に算入しない。

(復学)

第30条 休学した者は、休学許可期間中に休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて復学することができる。

(出席停止)

第31条 学生に感染症その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学及び再入学)

第32条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受け

て退学することができる。

2 前項の規定により退学した者又は除籍された者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することができる。

(他の学校への入学等)

第33条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、30単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

3 校長は、前項の規定により単位の修得を認定された学生について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

(卒業)

第35条 全学年の課程を修了した者について、校長は、所定の卒業証書を授与する。

2 本校を卒業した者は、準学士と称することができる。

(除籍)

第36条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

(1) 第17条の2に規定する在学期間又は同一学年に在学できる年数を超えた者

(2) 第29条に規定する休学の期間を終了し、なお、修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 第23条第2項に規定する入学料免除の申請書を受理されて入学を許可された者のうち、免除を不許可とされた者及び半額免除を許可された者で、所定の期日までに当該入学料を納付しない者

(5) 第23条第2項に規定する入学料徴収猶予の申請書を受理されて入学を許可された者で、所定の期日までに当該入学料を納付しない者

(6) 長期間にわたり行方不明の者

第6章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第37条 入学を志望する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。

(授業料)

第38条 学生は、授業料の年額を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期に納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては5月に、後期にあつては10月に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期の授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可された者の申出があつたときは、入学を許可されたときに納付することができる。

(学年の途中で入学した者の授業料)

第39条 学年の途中で入学した者が、前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に入学の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に納付するものとする。

(学年の途中で退学する者の授業料)

第40条 学年の途中で退学する者は、退学日の属する時期が前期であるときは、授業料年額の2分

の1に相当する額の授業料を、退学日の属する時期が後期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料を納付しなければならない。

(寄宿料)

第41条 学生寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、寄宿料を納付するものとする。

(入学料、授業料及び寄宿料の減免若しくは徴収猶予)

第42条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合、その他やむを得ない事由等により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額、半額若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

2 経済的理由等により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡、その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部、半額若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

3 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全部を免除することがある。

4 前3項に関し、必要な事項は別に定める。

(既納の検定料等の取扱い)

第43条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる授業料相当額を還付する。

(1) 第38条第3項の規定に基づき、前期及び後期に係る授業料を納付し、後期に係る授業料の納付時期前に休学又は退学した場合には後期授業料相当額

(2) 第38条第4項の規定に基づき、前期又は前期及び後期に係る授業料を納付し、3月31日までに入学を辞退した場合には当該授業料相当額

(検定料等の額)

第44条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第35号）による額とする。

第7章 学生規程及び賞罰

(学生規程)

第45条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生規程を遵守しなければならない。

(表彰)

第46条 学生として表彰に値する行為があるときは、表彰することがある。

(懲戒)

第47条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告、その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8章 創造工学プログラム

(創造工学プログラム)

第48条 本校に、創造工学プログラムを設ける。

2 創造工学プログラムに次の履修コースを設ける。

(1) 複合工学修得コース

(2) 専門工学探究コース

3 創造工学プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第9章 専攻科の教育課程等

(入学資格)

第49条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 高等学校の専攻科を修了した者のうち、学校教育法第58条の2の規定により大学に編入学することができる者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち、学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者
- (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
- (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
- (7) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (8) その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
(入学者の選考及び入学許可)

第50条 校長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

(修業年限及び在学年限)

第51条 専攻科の修業年限は、2年とする。ただし、4年を超えて在学することはできない。

(休学)

第52条 専攻科学生は、休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学の期間は、前条に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

(教育課程)

第53条 授業科目及びその単位数は、一般科目にあつては別表第3、専門科目にあつては別表第4のとおりとする。

2 履修方法については、別に定める。

(修了)

第54条 学生は、専攻科に2年以上在学し所定の授業科目を履修し、62単位以上を修得するものとする。

2 学生は、指定された創造工学プログラムの修了要件をすべて満たさなければならない。

3 校長は、前2項の要件を満たした者に対し修了を認定し、修了証書を授与する。

(準用規定)

第55条 専攻科学生については、第18条、第19条の3第1項、第26条、第28条、第30条から第33条まで、第34条第1項及び第4項、第36条から第47条までの規定を準用する。この場合において、第34条第1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」と、第36条第1号中「第17条の2」とあるのは「第51条」と、第36条第2号中「第29条」とあるのは「第52条」と読み替えるものとする。

第56条 本章に規定するもののほか、専攻科に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第57条 本校において、特定の専攻科目を研究しようとする者がいるときは、本校の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として、入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第58条 本校において、授業科目を履修しようとする者があるときは、本校の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第59条 本校において、特定の授業科目を履修することを希望する他の大学等に学生があるときは、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 外国人留学生

(外国人留学生)

第60条 外国人で、本校に編入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、教育課程その他に関する特例規則については、別に定める。

第61条 外国人留学生は、定員外とすることができる。

第12章 公開講座等

(公開講座等)

第62条 本校に公開講座等を開設することがある。

2 公開講座等に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 学生寮

(学生寮)

第63条 本校に学生寮を設ける。

2 学生寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和49年5月13日から施行し、昭和49年4月11日から適用する。

附 則

この学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和54年12月28日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和55年1月28日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、昭和58年度第5学年在学学生については、別表2の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、昭和58年7月18日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、昭和61年度の第2学年以上に係る教育課程については、第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和62年2月2日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月6日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、昭和63年度の第2学年以上に係る教育課程については、第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年10月2日から施行し、平成元年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成2年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第30条第4項の規定は交付の日から施行する。
- 2 平成4年度の第2学年以上に係る学年ごとの授業科目及び単位数については、第13条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 第27条第2項の規定は、この学則施行前に本校を卒業した者についても、適用するものとする。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成6年5月9日から施行し、平成6年4月1日から適用する。
- 2 土木工学科は、この学則による改正後の石川工業高等専門学校学則第7条の規定にかかわらず、平成6年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 平成5年度以前に入学した土木工学科の学生に係る教育課程については、なお、従前の例による。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、平成12年度の第2学年生以上に係る教育課程については、第13条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年2月12日から施行し、平成15年度入学者から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に専攻科に在学する学生は、改正後の別表第4にかかわらず、なお、従前の例による。

3 平成11年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、改正後の第36条の規程にかかわらず、なお従前に例による。

附 則

1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の第13条別表第1及び別表第2の規定は、平成17年度以降入学生（平成16年度以前入学生で平成17年度以降入学生と同一学年となる者を含む。）から適用し、平成16年度以前入学生は、なお従前の例による。

3 平成17年3月31日に専攻科に在学する者は、改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 石川工業高等専門学校転入学許可基準（平成元年10月2日制定石川工業高等専門学校規則第277号）は廃止する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日に専攻科に在学する者は、改正後の別表第3及び第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日に専攻科に在学する者は、改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、平成19年度の第4学年以上に係る教育課程については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年5月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年9月16日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日に専攻科に在学する者は、改正後の第48条第2項及び第3項並びに別表第3及び第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成24年3月31日に在学する者に係る学年ごとの授業科目及び単位数は、改正後の第13条第1項別表第1及び別表第2にかかわらず、なお従前の例による。ただし、原学年留置により平成24年度以降の入学者と同一学年となった者に係る当該年度以降の授業科目及び単位数については、この限りでない。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成26年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年1月11日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年3月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者に係る学年ごとの授業科目及び単位数は、改正後の第19条第1項別表第1及び別表第2にかかわらず、なお従前の例による。ただし、原学年留置により平成30年度以降の入学者と同一学年となった者に係る当該年度以降の授業科目及び単位数については、この限りでない。

附 則

この学則は、令和2年5月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和3年1月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則は令和5年度以降入学生から適用し、令和4年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。